

7月1日から 不燃ごみが 有料に

生活環境課 ☎66・1005

7月からごみ処理手数料の見直しと、ごみ出しの利便性を向上するための新たな取り組みを実施します。

内容は『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の指定ごみ袋での収集と可燃ごみ用指定ごみ袋の値上げ、清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入時の手数料の導入です。

併せて、ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集や高齢者などのごみ出し支援員別収集、在宅医療で発生するごみの排出支援など、新たなサービスを開始します。

◆手数料見直しの目的

現在、市民1人の1日当たりのごみ排出量は京都府の平均よりも多く、資源化率は全国や府平均よりも低いため、ごみのさらなる減量やリサイクルの推進に取り組む必要があります。舞鶴の環境をより良い形で次の世代に継承できるように、今の世代の暮らし方を見直し、ごみの減量や分別をさらに進めようとする目的としています。

◆公平な受益者負担

隣接する全ての市や町で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制を導入しています。ごみを多く出す人ほど多くの費用を負担し、ごみの減量やリサイクルに取り組む人は負担が少なくなることで、ごみ処理にかかる費用を公平に負担することになります。

◆ごみ処理に年間13億円

舞鶴市のごみ処理の経費は年間約13億円。対して指定ごみ袋などの手数料収入は約1億7千万円で、残りは市の一般財源で補っています。今回の見直しで、ごみ処理費用の約20%を市民の皆さんに負担していただくこととなります。

7月から不燃ごみの出し方が変わつたのを知っていますか？

ちょっと待った！

不燃ごみのごみ出し～

7月某日

えっ!? そうなん？

地域の集積所へ出す時は、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』は指定ごみ袋で出してください。

埋立ごみも指定ごみ袋制になりました。

なるほど！

ありがとうございます～ ばっちり分かりました！

ペットボトルとプラスチック容器包装類は同じ袋を使いますが、袋は分けて別々に出してくださいね。

プラスチック容器包装類
※プラスチック製のスプーン、フォーク、ハンガーなどは埋立ごみへ

ペットボトル

【搬入受付手数料】

清掃事務所 ☎63・1614
◆1回200円



リサイクルプラザ ☎64・7222
◆1回400円



袋の区分	価格(10枚あたり)		
	改正後	改正前	
可燃ごみ(家庭用)	10リットル	100円	80円
	20リットル	200円	170円
	30リットル	300円	260円
	45リットル	450円	400円
	90リットル	※事業用と兼用	
可燃ごみ(事業用)	45リットル	450円	400円
	70リットル	700円	620円
	90リットル	900円	790円
埋立ごみ(新規)	20リットル	200円	
	30リットル	300円	なし
	45リットル	450円	
ペットボトル、プラスチック容器包装類(新規)	20リットル	160円	
	30リットル	240円	なし
	45リットル	360円	

各種料金はこちら



7月から、清掃事務所とリサイクルプラザへごみを直接搬入する際に、受付手数料が必要になりますが、仕事の勤務時間帯や市外への通院などで朝、地域の集積所にごみを出せない人には、直接搬入の受付手数料を免除する制度があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

また、市内9か所の公共施設に設置しているペットボトルとプラスチック容器包装類の拠点回収ボックスの利用は6月29日まで。6月30日に撤去します。



▲廃止される拠点回収ボックス